

弁護士「埼玉総合法律事務所」

三面関係労働（派遣労働）の法的問題を解決する裁判官の姿勢

伊須慎一郎

◎第一三三回 凸版物流・フルキャスト事件

◆背景と事案内容

本件は、平成二四年一〇月一日、改正労働者派遣法により日雇い派遣が原則禁止されたことを契機に発生した事件です。原告は、平成二四年九月三〇日までは、フルキャストの日雇い派遣労働者として、凸版物流に派遣され、平成二四年一〇月一日以降は、フルキャストから凸版物流に日々紹介され、凸版物流と一日単位の雇用契約を締結して、同じピッキング作業をしていました。平成二四年一月の労働ホットラインで原告が強く訴えていたのは、①自分は力が強いので、重い荷物を持ち運ぶ仕事ばかり命じられ、両前腕がパンパンに腫れていること、②物流センターの要員に欠勤が生じる場合に備えて「待機」という仕組みがあり、一月七日に自分は待機していたにもかかわらず、遅刻してきた要員にそのまま仕事をさせて、自分は凸版物流で仕事ができなかつたことがおかしいのではないか等というものでした。

その後、原告と面談するなかで、凸版物流で稼動予定の他の日雇い労働者が欠勤した時の穴

埋め要員として待機させるために、原告がフルキャストと凸版物流との間で、わずか二〇分ですが、二重の労働契約を締結していることが判明しました。また、「即給サービス」という日払いの給与支払い制度があり、その日払い制度を利用すると、原告労働者が振込手数料を負担しなければならないという問題や、日雇い派遣の期間に、稼動日前日に派遣切りされるなど、労働者としての当たり前の権利がまったく守られていないことが明らかになりました。

◆さいたま地方裁判所川越支部（合議事件）の判断

原告は、平成二六年七月七日、さいたま地方裁判所川越支部（以下、川越支部）に、職安法四四条・労基法六条違反、労基法二四条一項違反の振込手数料の控除、労働契約法一七条一項違反の派遣切り、遅刻者を優先した苦情に対する報復的な職業紹介の停止など八つの不法行為に対し、慰謝料三〇〇万円を求める訴訟を提起しました。

それに対し、川越支部は、派遣切りに連動す

二つの不法行為責任を認める一部認容判決を出しました（凸版物流・フルキャスト事件・東京高判平三〇・二・七後掲六三頁）。

(1) 即給サービスの違法性

原告ら日雇い労働者は、月一回の給与の支払日に手数料は使用者負担で給与の支給を受けます。そのなかで、原告ら日雇い労働者の半数近くが月一回の給与の支払いでは日々の生活がままならないので、「即給サービス」を利用して振込手数料一〇五円または三一五円を労働者が負担のうえで日払いを受けていました。この「即給サービス」は、賃金の全額払いの原則に反し、不安定・低賃金（時給八〇〇円）労働に置かれた原告の困窮状態に乗じる不法行為だとして慰謝料請求を求めていました。

この点、川越支部の裁判官は、フルキャストらが労働者に即給サービスを利用させたわけではなく、労働者にメリットがある制度であることはからすると、原告が自由な意思にもとづいて利用したといえるので、そもそも労基法二四条一項に違反しないと判断しました。

それに対し、東京高裁判決は、フルキャストらが原告らに即給サービスの利用を誘導していること、同サービスによりフルキャストらが現金による賃金払いの事務負担を逃れることができることで、原告らは不安定雇用に置かれている者であり、不本意ながら即給サービスを利用せざるをえない立場にあり、自由な意思にもと

づき振込手数料の控除に同意しているとは言えず、賃金の全額払いの原則は経済的利益だけなく、人格的利益も含まれ、フルキャストらは原告に給与を全額払っていないことを認識していましたのであるから、原告の権利・利益侵害につき過失があるとして、フルキャストと凸版物流に対し連帯して一万円の慰謝料を認めました。川越支部の裁判官は、日雇い労働者の置かれた困窮状態を考慮しようともしませんでしたが、東京高裁の裁判官が、弱い立場の日雇い労働者のことを理解したうえで、労働者にとってもっと重要な賃金全額払いの原則を簡単に後退させてはならないと、実態に沿った自由意思審査を行なつたことは高く評価であります。本件は、フルキャストも凸版物流も上告せず、即給サービスが原告の自由な意思にもとづかず、振込手数料を徴収することが不法行為に当たることが確定しました。

(2) 報復的な紹介停止の違法性

原告が、物流センターで待機中に、遅刻した要員を優先して物流センターで働かせたことに對し、フルキャストに苦情を申し出たところ、その後、フルキャストは原告に対し、全面的に職業紹介を停止しました。

この点につき、川越支部は、平成二四年一月七日以降、フルキャストが原告に対して仕事を紹介しなくなつたことを認めつつも、フルキャストが職業紹介を停止したのは、顧客である

る中途解除（労働契約法一七条一項違反）の論点につき、労働契約法一七条一項の適用の有無も明らかにしないまま、「日雇派遣である以上、派遣先の都合によるキャンセルが発生する可能性がないとはいえないことは、派遣元としても派遣社員としても理解している事項であると思料されること」（凸版物流・フルキャスト事件・さいたま地川越支判平二九・五・一一本誌一八九九号六九頁）等という理由で、八つの不法行為責任をすべて免責する全面棄却判決を出した。なかでも、私が強調したいのは、証拠として厚生労働省の通達や派遣切りの裁判例を複数提出していたにもかかわらず、川越支部の三人の裁判官が、判決文にフルキャストと原告が「派遣契約」を締結していたと記載していたことでした。「派遣契約」を締結するのは派遣元のフルキャストと派遣先の凸版物流で、フルキャストと原告は「労働契約」（または「派遣労働契約」）を締結するものであることは「労働者派遣」を理解するうえで、基本中の基本です。このような基本的な労働者派遣の仕組みすら、川越支部の裁判官が理解していないことに對し、怒りを通り越して驚愕しました。もちろん、控訴理由書の冒頭には川越支部の裁判官が労働者派遣の仕組みをまったく理解していないことを指摘しています。

◆東京高等裁判所の判断

凸版物流とのトラブル等に発展することを防止するためであり、その理由において不合理なものとはいえないと不法行為責任を認めませんでした。

それに對し、東京高裁は、原告はフルキャストに登録しているのであるから、合理的な理由がない限り、職業を紹介する義務を負っていること、待機の仕組みは凸版物流に特有なものであって、他の紹介先で同様のトラブルが発生する可能性は認められないこと、フルキャストが凸版物流以外の紹介先に対する職業紹介までも全面的に停止したことは原告の就労の機会を喪失させるものであり、フルキャストに登録している原告の基本的な権利を奪うものであること、職業紹介停止の合理性の有無を慎重に検討した形跡がうかがえないことから、苦情に対する報告と見るのが相当であるとして、フルキャストに対する慰謝料一〇万円を認めました。

◆おわりに

東京高裁の前記二つの判断は、困窮状態にある多くの日雇い労働者に、その射程が及ぶものであると考えます。また、東京高裁の裁判官の価値判断が多くの裁判官に共感されるように、引き続き、労働者派遣の問題を訴えていきたいと思います。原告は、東京高裁でも認められなかった六つの不法行為責任につき、上告受理申立てを行なっています。

（いす しんいちろう）